



2022年7月20日

各 位

会 社 名 第 一 三 共 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 眞 鍋 淳
(コード番号 4568 東証プライム市場)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 朝倉 健太郎
TEL 報 道 関 係 者 の 皆 様 03-6225-1126
株 式 市 場 関 係 者 の 皆 様 03-6225-1125

当社ADC製品に関するSeagen社との特許係争の判決に関するお知らせ

第一三共株式会社（本社：東京都中央区、以下「当社」）は、米国テキサス州東部地区連邦地方裁判所において、当社の ENHERTU®（HER2 に対する抗体薬物複合体（ADC）、以下「本剤」）が Seagen Inc.（本社：米国ワシントン州ボセル、代表者：Roger Dansey, Interim Chief Executive Officer and Chief Medical Officer、以下「Seagen 社」）の米国特許 10,808,039（以下「'039 特許」）を侵害していること、これにより Seagen 社に 41.8 百万ドルの損害が発生したこと及び'039 特許に対する故意侵害があったことを認める判決が下されましたので、お知らせいたします。

当該判決の内容は、2022年4月8日の陪審評決を確認したものとなっておりますが、陪審が故意侵害であると認定したにもかかわらず、同裁判所は、状況を総合的に判断し、損害賠償額を増額しませんでした。

同裁判所は、2024年に期間満了を迎える'039特許の存続期間中の本剤の将来売上に対するロイヤルティ支払について、まだ判断していません。

当社は、今回の判決及びSeagen社への損害賠償等に対し、引き続き当社の権利を守るべく判決後の申立て等のあらゆる法的措置を検討してまいります。

なお、今回の判決に伴う2023年3月期通期の連結業績予想への影響については現在精査中であり、確定次第速やかにお知らせいたします。

以 上